（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第十一回	一億円	百円七十六銭
〃	第十四回	四億円	百円五十銭
〃	第十六回	三十億円	百円五十五銭
〃	第十八回	五億円	百円三十六銭
〃	〃	一億円	百円五十九銭
〃	〃	七億円	百円四十銭
〃	〃	一億円	百円四十九銭
〃	第二十一回	二億円	百一円七十五銭
〃	第二十二回	十億円	百二円五十三銭
〃	第二十三回	五億円	百二円十八銭
〃	〃	三億円	百二円三十銭
〃	第二十六回	十億円	百一円二十九銭
〃	第二十七回	三億円	百円九十二銭
〃	第二十八回	百三億円	百円二十九銭
〃	第三十回	五十一億円	百円十七銭
〃	第三十一回	十億円	百円
〃	〃	十億円	百円二銭
〃	〃	十億円	百円五銭
〃	〃	一億円	百円七銭
〃	第三十二回	十五億円	百円
〃	第三十三回	八億円	百円
〃	〃	五億円	百円二銭
〃	第三十四回	百二十一億円	九十九円九十七銭
〃	〃	五億円	百円七銭
〃	第三十五回	十億円	百円
〃	第三十六回	二十億円	百円
〃	第三十七回	五十億円	百一円二十銭
〃	第三十八回	三十億円	百一円四十銭
〃	〃	五億円	百二円四十五銭
〃	第四十回	三億円	百四円七十銭
〃	第四十四回	二百九十七億円	百四円十七銭
〃	〃	五億円	百四円二十銭
〃	〃	五億円	百四円二十五銭
〃	〃	四億円	百四円二十九銭
〃	第四十六回	百十六億円	百四円七十四銭
〃	第四十七回	七億円	百四円二十銭
〃	〃	七億円	百四円二十二銭
合計		千三百三億円	

○財務省告示第三百六十九号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年十月十七日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年十一月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第一回	六億円	百一円二十五銭
〃	〃	二百六十億円	百一円二十八銭
〃	〃	六億円	百一円三十四銭
〃	第二回	二十億円	百一円八十四銭
〃	〃	十億円	百一円八十五銭
〃	第三回	三百二十四億円	百一円八十八銭
〃	〃	二十一億円	百一円九十四銭
〃	〃	十五億円	百三円八十八銭